

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行情）諮問第177号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第441号）

事件名：特定自動車道（特定区間）ルート帯（案）の決定経緯が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月16日付け国関整総情第1263号-2により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

開示を求めたのは、ルート案の決定経緯が分かる議事録や文章なのに、検討資料を送って来たのみで、議事録は「なし」との回答。

2000億円を建設に費やすルート審議した議事録が「なし」とは。国民がこれを見たらどのように思うのか？  
一般常識では考えられない。

##### （2）意見書

審査請求人から平成28年4月17日付け（同月28日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

（1）本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件請求文書の開示

を求めたものである。

- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書を保有しているはずであると主張する旨の審査請求を提起した。

## 2 中部横断自動車道について

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長132kmの高速自動車国道である。

当該道路は、新東名高速道路をはじめ、中央自動車道、上信越自動車道と接続されることで、太平洋側と日本海側の連携・交流が強化され、広域的なネットワークによる物流体系の確立や、広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されている。

## 3 中部横断自動車道のルート帯（案）について

中部横断自動車道を整備するに当たって、そのルートを決定する際に、詳細なルートを検討する前に一定の範囲の幅を持たせた帯状のルート（以下「ルート帯」という。）を検討することとしている。中部横断自動車道では特定地区を通るルート帯（以下「A案」という。）及び特定地区を通りつつ、よりアクセス性に配慮したルート帯（以下「B案」という。）の2つのルート帯を設定し、両案に関して、土地利用や自然環境などにどの程度配慮されているかを比較検討し、B案をルート帯として決定している。

## 4 本件対象文書について

本件対象文書は、中部横断自動車道（山梨県区間）のルート検討に当たって設定した2つのルート帯案に関して、ルート帯案を設定する際の考え方やルート帯の周辺状況などが整理されたものであり、関東地方整備局特定河川国道事務所において業務報告書として作成された文書の一部である。

## 5 原処分に対する諮問庁の考え方について

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書の内容によれば、審査請求人は、中部横断自動車道のルート帯のA案及びB案について、それぞれの決定経緯が分かる議事録又はメモ等を求めていると認められる。
- (2) 本件対象文書は、2つのルート帯A案及びB案の検討にあたって作成・使用された文書である。
- (3) 処分庁に対し、原処分における文書特定の考え方を確認したところ、ルート帯案の決定のために国土交通省内部で行われた議論に際し、議事録は取得・作成していないものの、ルート帯決定の検討過程において作成・使用した本件対象文書を開示したとのことであった。
- (4) 諮問庁として、本件対象文書を確認したところ、同文書は議事録ではないものの、ルート帯案の検討にあたり、ルート帯候補地の気象条件や

観光資源，住宅や公共施設等の周辺状況のデータを整理し，A案及びB案それぞれの有効性を検討するため作成・使用した資料であるから，原処分においてルート帯案の決定経緯に関する文書として特定したことは妥当であると考ええる。

(5) また，本件対象文書のほかに，本件請求文書に該当する文書を保有していないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく，これを覆す特段の事情も認められない。

(6) 念のため，本件審査請求を受け，処分庁に対し，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため，担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが，本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(7) 以上のことから，原処分において本件対象文書を特定したことは妥当であると考えられる。

#### 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも上記判断を左右するものではない。

#### 7 結論

以上のことから，諮問庁としては，本件対象文書を特定し，その全部を開示した原処分は妥当であると考ええる。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年2月23日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年4月28日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年7月20日    | 審議                |
| ⑤ | 同年8月29日    | 審議                |
| ⑥ | 同年10月17日   | 審議                |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は，別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，別紙の2に掲げる本件対象文書を特定して開示する原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，開示された本件対象文書は自分が開示を求める文書ではなく，本件請求文書に該当する正しい対象文書を保有しているはずなので，それを特定し開示すべきであるなどと主張して，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、A案、B案それぞれのルート帯（案）決定の検討過程において作成、使用した本件対象文書を開示したと説明するが、審査請求人は2000億円を建設に費やしてルート審議した議事録等がないとは考えられないと主張する。
- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に本件対象文書の特定の経緯について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。
- ア 本件開示請求に係る開示請求書の内容によれば、審査請求人は、国土交通省が中部横断自動車道（特定区間）のルート帯（案）のA案及びB案それぞれの決定経緯が分かる議事録又はメモ等を求めていると認められる。
- イ 本件対象文書は、特定河川国道事務所から中部横断自動車道（特定区間）の環境影響評価等業務の委託を受けたコンサルタント会社が平成25年3月に作成し、電子媒体で納品した「特定地域環境影響検討業務報告書」の「5 ワーキンググループ関連」の項の297頁、298頁及び別冊資料である。なお、同報告書の外の部分には、AB両案の検討内容は記載されていない。
- ウ 本件対象文書は、ルート帯候補地の気象条件や観光資源、住宅や公共施設等の周辺状況の基礎データが整理されたもので、その後、特定河川国道事務所においてAB両案それぞれの有効性を検討するため使用したものである。
- エ 審査請求人は、AB両案決定のために国土交通省内部で行われた議論に係る議事録等の開示を求めているが、関東地方整備局及び特定河川国道事務所においては、当該議事録等は作成していないものの、検討過程において使用した本件対象文書を特定し、開示した。
- オ 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。
- したがって、AB両案の検討を行った際の文書は本件対象文書が全てであり、その外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。
- (3) AB両案の検討を行った際の文書は本件対象文書が全てであり、その外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。
- したがって、関東地方整備局において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。
- 3 審査請求人のその他の主張について  
審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、関東地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

- 1 本件請求文書  
中部横断自動車道（特定区間）ルート帯（案）のA案とB案それぞれの  
決定経緯が分かる議事録又はメモ書きの全て
  
- 2 本件対象文書  
A Bルート検討資料